



令和5年度羽田中学校だより

天空の橋

令和6年3月1日

目指す生徒像・・・

Hear

Never Give Up

Do Our Best

大田区立羽田中学校

学校をよくするために ～ 校則改定に向けて ～

12月に、生徒の皆さんに学校評価アンケートを書いてもらいました。アンケートには、「羽田中をよりよくするために、どのようなことを行えばよいでしょうか」という自由に意見を記述する項目もありました。

多くの生徒が非常に前向きな意見を書いてくれています。

「もっと地域との交流の機会を増やす」
「自分から委員会や係を積極的に参加する」
「学年で交流する場を設ける」
「もっと学年レクを増やす」
「ボランティア活動を増やす」・・・

しかし、その中でも、目につく意見が「校則の見直し、改善」に関する意見です。

「校則の見直し、改善」
「ツープロックをありにする」「校則をなくす」・・・

自分たちの生活をよくするために考えてくれたことなので、校則に関して意見が出てきたことはとてもよいことです。（同時期に行われた保護者の方にお問い合わせした学校評価アンケートでも、「校則が厳しい」ことを指摘するご意見がありました。）

生徒自身が校則のあり方について考え、望ましい方向に変えて動きをすることは、これからの社会を担う中学生にとって、とても重要なことです。だからといって、アンケートに書いたから校則が変わるかということ、残念ながらそうはなりません。むしろ、あってはいけないことのはずです。多くの意見がある中で、学校が一部の書いた人の意見を取り上げ、反対の意見を聞かずに決めてしまうことは、民主主義のルールに反するからです。

では「校則の見直し」が生徒の総意としての意見だった

らどうでしょう。もし、生徒がきちんと話し合って、校則を変えることが望ましい、だから、校則を変えることを要望するという結論になったら、学校はそれを受けて真剣に検討をしなければなりません。生徒の意見を受けて、その是非に関して理由をつけて答える義務が学校にはあります（生徒の意見表明権は法的に保証されており、それに答えることは当然となる）。

では、生徒の意見の総意はどうやったらつくれるのでしょうか。

① 生徒会役員（総務）が提案する。

選挙で選ばれた役員は、それだけで生徒の代表です。役員が学校に要望することはそれだけで検討の土俵に乗ります。役員でない生徒は、自分の「思い」を実現する人物を当選させるように立候補者を立てたり、投票したりすることで、その「思い」を実現させていきます。日本で民衆の「思い」を実現する間接民主制の最も重要な仕組みです。

② 生徒評議会を通して提案する。

生徒評議会は、生徒組織の意志決定の場です。そこでの議決の結果の要望は、学校としての検討の土俵に乗ります。生徒評議会には、各学級の代表（学級委員）がいるのですから、学級委員に学級の総意として提案してもらうことがこの場合の道筋です。この場合生徒個人が自分の「思い」を通すためには、まずその「思い」を学級の総意としなければいけません（当然、話し合いがきちんとできるようなことは必要です）。

③ 生徒総会で議決する。

生徒全員が参加する総会での議決での要望であれば生徒の総意であることは①②よりもっと明確になります。自分たちで直接社会を司る直接民主制の原点です。

残念ながら、上の①～③のいずれの道筋も、羽田中学校では未開拓です。よく考えてみれば、生徒の意見を学校に届けるのが「アンケートに書くしかない」のは、とても不合理なのです。生徒発信で、より望ましい学校の実現（この文脈でいえば校則の改定）をするには、まずは生徒の総意としての意見が学校にきちんと届くルートが必要です。

今年度、生徒評議会が定期的にかかれるようになりました。来年度、さらに生徒自身が自分たちの生活をよりよくしていくためのシステムを整備していきたいと思っています。

